◎新潟県告示第91号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第２条第２項に規定する「基準該当製品」の基準を次のとおり定める。

平成27年１月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

危険薬物を含有する可能性がある物として、次の各項のいずれにも該当する物

１　ハーブ、お香、アロマ、バスソルト、ビデオクリーナーその他本来の用途及び使用方法に反して吸入、摂取、塗布等の方法により人の身体に使用されるおそれがあるとして知事が定める製品の種類であること。

２　乾燥植物片、粉末（結晶状のものを含む。）、液体（油状のものを含む。）、錠剤、カプセル、シート、紙片その他吸入、摂取、塗布等の方法により人の身体に使用されるおそれがある形状であること。

３　当該物の対価（当該物の引渡しに際して当該物の対価以外の名目で徴収する価格を含む。）が、通常販売されている同じ種類の製品の価格に比較して著しく高価であること。

４　次のいずれかに該当する物であること。

(1) 過去に麻薬又は指定薬物が検出された製品と類似の名称を標ぼうしていること。

(2) 過去に麻薬又は指定薬物が検出された製品と容器の意匠が類似していること。

(3) 容器又は直接の被包に成分又は原材料が表示されていないこと。

(4) 容器若しくは直接の被包、説明書又は広告若しくは宣伝の内容に、身体に対する興奮等の作用（アッパー系（興奮）、サイケデリック系（幻覚）、ダウナー系（抑制）等の表現を含む。）又は合法若しくは脱法であることが標ぼうされていること（注意書きとして表示されている場合を含む。）。

(5) 当該物と近接して巻紙、パイプ等の吸入用の器具が陳列され、又は当該物と同一のホームページ内において吸入用の器具が販売されていること。

(6) 当該物を販売する店舗内に、製品を吸引するためのものと認められる場所があること。

(7) 次のいずれかに該当する店舗等で販売されている物であること。

ア　国等関係機関から収集した情報により、当該店舗等で購入し、又は譲り受けた製品を使用した者が、その直後に興奮等の作用を受けた状態で交通事故を起こし、犯罪行為をし、又は救急搬送されたことがあること。

イ　国等関係機関から収集した情報により、当該店舗等において、条例第２条第１項第６号に規定する指定薬物に該当することとなった物を販売し、又は授与したことがあり、現に同号の指定薬物を販売し、又は授与するおそれがあると認められること。